



23文企広第1111号

平成24年1月18日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

会長 内山 忠明 様

文京区長 成 澤 廣



平成23年度諮問第1号

文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項第5号及び同条第3項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の収集について
- (2) 上記(1)による収集の本人通知の省略について

2 諮問の趣旨

75歳以上の高齢者（要介護認定者、高齢者サービス利用者、地域包括支援センターが実態把握をしている者を除く。）を対象に、日常生活の状況、見守りの希望等について聞き取りを行うとともに、各種見守り事業等を紹介し、個々人の状況に応じた見守りにつなげる、高齢者の状況把握訪問事業を実施しました。

その結果、対象者12,281人のうち、訪問を拒否する者や面会できなかった者が2,823人おり、継続した状況把握及び安否確認につなげていくため、後期高齢者医療情報の収集（以下「本件収集」という。）を予定しています。この情報を地域包括ケア管理システムに登載することにより、高齢者サービス利用状況の一元的な把握を行います。

本件収集は、当該情報を状況把握の一環として利用するものであり、個人情報の収集に当たります。そこで、高齢者が地域で安心して生活できる見守りをさらに推進する観点から、本人の同意を得ないで、個人情報を収集すること及び収集をしたことの本人通知の省略について、貴審議会のご意見をお伺いします。